

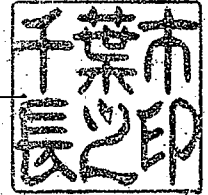
次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 千葉市公告式条例の一部を改正する条例
- (2) 法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- (3) 千葉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- (4) 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 千葉市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (7) 千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- (8) 千葉市動物愛護基金条例
- (9) 千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- (10) 千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
- (11) 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- (12) 千葉市コミュニティセンター設置管理条例の一部を改正する条例
- (13) 千葉市産業用地整備支援事業審査会設置条例の一部を改正する条例
- (14) 千葉市こども・若者基本条例
- (15) 千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (16) 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (17) 千葉市児童相談所条例の一部を改正する条例
- (18) 千葉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (19) 千葉市保育所設置管理条例の一部を改正する条例
- (20) 千葉市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例
- (21) 千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- (22) 千葉市建築関係手数料条例の一部を改正する条例
- (23) 千葉市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- (24) 千葉市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する
条例の一部を改正する条例
- (25) 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例及び千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和7年2月28日

千葉市長 神 谷 俊



千葉県条例第7号

千葉県地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例

千葉県地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（平成27年千葉県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（基本方針等） 第3条 [略] 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の66第1号ロ（2）</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。 （人員に関する基準） 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 は、原則として次のとおりとする。 （1）～（3） [略] [新設]	（基本方針等） 第3条 [略] 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。 （人員に関する基準） 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。 （1）～（3） [略] <u>2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援セ</u>

ンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項に規定する基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>前項第2号</u> 又は第3号に掲げる者のいずれか1人

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>同項第2号</u> 又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。